

森林環境税（仮称）の検討状況について

- 昨年末の与党税制改正大綱においては、森林所有者による自発的な間伐等が見込めない森林の整備等に關し、市町村が主体となって実施する森林整備等の具体的な仕組み等について総合的に検討し、その財源に充てるため、森林環境税（仮称）の創設に向けて、平成30年度税制改正において結論を得るとされたところ。
- 現在、総務省と林野庁で連携・役割分担しながら、市町村主体の森林整備施策の案を説明し、意見集約をするとともに、税制面での検討を進めることとしている。

平成29年度税制改正大綱(抜粋) (自民党・公明党平成28年12月8日)

第一 平成29年度税制改正の基本的考え方

6 森林吸收源対策

(前略)公益的機能の発揮が求められながらも、自然的・社会的条件が不利であることにより所有者等による自発的な間伐等が見込めない森林の整備等に関する市町村の役割を明確にしつつ、(中略)以下のような施策の具体化を進める。

- ① 市町村から所有者に対する間伐への取組要請などの働きかけの強化
- ② 所有者の権利行使の制限等の一定の要件の下で、所有者負担を軽減した形で市町村自らが間伐等を実施
- ③ 要間伐森林制度を拡充し、所有者が不明の場合等においても市町村が間伐を代行
- ④ 寄附の受入れによる公的な管理の強化
- ⑤ 地域における民間の林業技術者の活用等による市町村の体制支援

このような施策を講じることにより市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、(中略)森林環境税（仮称）の創設に向けて、(中略)具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る。

1 総務省と林野庁との連携・役割分担

森林環境税（仮称）の森林政策面（市町村主体の森林整備の内容、37府県の超過課税で行っている森林整備との関係の整理）については、林野庁が主体となって都道府県・市町村に説明し理解を得る。

森林環境税（仮称）の税制面の具体的な仕組みについては、総務省が、学識経験者や地方3団体の代表を構成員とする検討会を設置して検討を進める。

以上の役割分担の下で、両省庁で連携して検討を進める。

2 全体のスケジュール

(1)森林政策面

- 3月中下旬頃～
林野庁から市町村主体の森林整備施策の案について説明し、都道府県・市町村から、事業の在り方等について意見を聴く。
- 5月下旬頃～
地方からの意見を集約し、全国知事会議等における議論や税制改正要望に反映。

(2)税制面

- 4月21日
第1回検討会開催(以降月1回程度開催)
- 夏～秋頃
夏頃に検討会としての中間取りまとめ、秋頃に最終とりまとめを目指す。

新たな森林の管理・経営スキームの検討方向

- 他方、昨年5月に策定した森林・林業基本計画においては、人工林(育成单層林)のうち自然的・社会的条件の良い森林について、主伐後の再造林により循環利用を図ることとしており、森林資源循環を通じた林業の成長産業化を進めるとしているところ。
- これらの与党税制改正大綱と森林・林業基本計画を踏まえ、今後、林業の成長産業化と森林の公益的機能の発揮の両立を図る仕組みとして、
 - ① 森林所有者に対して適切な森林管理の責務を明確化、
 - ② 森林所有者自らが森林管理を実行できない場合に、意欲と能力のある林業経営者に森林管理を委ねるスキームを設ける、
 - ③ 委ねる先が見つからない場合等については、市町村主体の森林整備を推進し、そのための財源として森林環境税(仮称)の創設を検討しているところ。

■ 森林・林業基本計画(平成28年5月策定)で示した望ましい森林管理の姿

現況が育成单層林となっている森林のうち、林地生産力が比較的高く、かつ、傾斜が緩やかな場所に位置するものについては、木材等生産機能の発揮を期待する育成单層林として確実に維持し、資源の充実を図る。この場合、短伐期や長伐期など多様な伐期による伐採と植栽での確実な更新を図る。

	平成27年	目標とする森林の状態			(参考) 指向する 森林の状態
		平成32年	平成37年	平成47年	
森林面積 (万ha)					
育成单層林	1,030	1,020	1,020	990	660
育成複層林	100	120	140	200	680
天然生林	1,380	1,360	1,350	1,320	1,170
合計	2,510	2,510	2,510	2,510	2,510

■市町村が主体となった森林整備等の例

高知県佐川町の取組事例

◎ 扱い手の育成

- ・ 地域おこし協力隊で、林業の技術を習得。
- ・ 自伐型の林業研修をNPOに委託して実施

【佐川町の概要】
・ 人口 1万3千人
・ 面積 10,080ha
・ 森林面積 7,382ha
(森林率 73%)



◎ 町への森林管理の委託

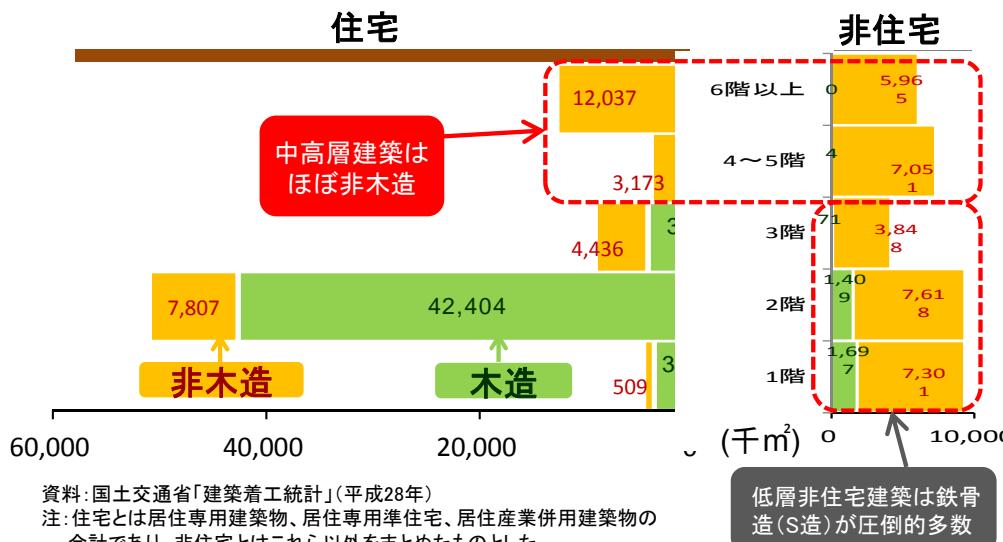
- ・ 森林所有者を調査する臨時職員を雇用し、所有者情報の把握と郵送による意向アンケートを実施。
- ・ 「山林集約化推進員」を任命し、所有者へ聞き取りによる意向アンケートを実施し、アンケートにより集約可能な森林を把握。
- ・ 町へ管理を希望する場合、20年間の契約により管理を町が実施。町は間伐等の施業を自伐型林業事業者(地域おこし協力隊卒業生も想定)へ委託。

→集約対象150haのうち90haを町で管理
(H28年度実績)

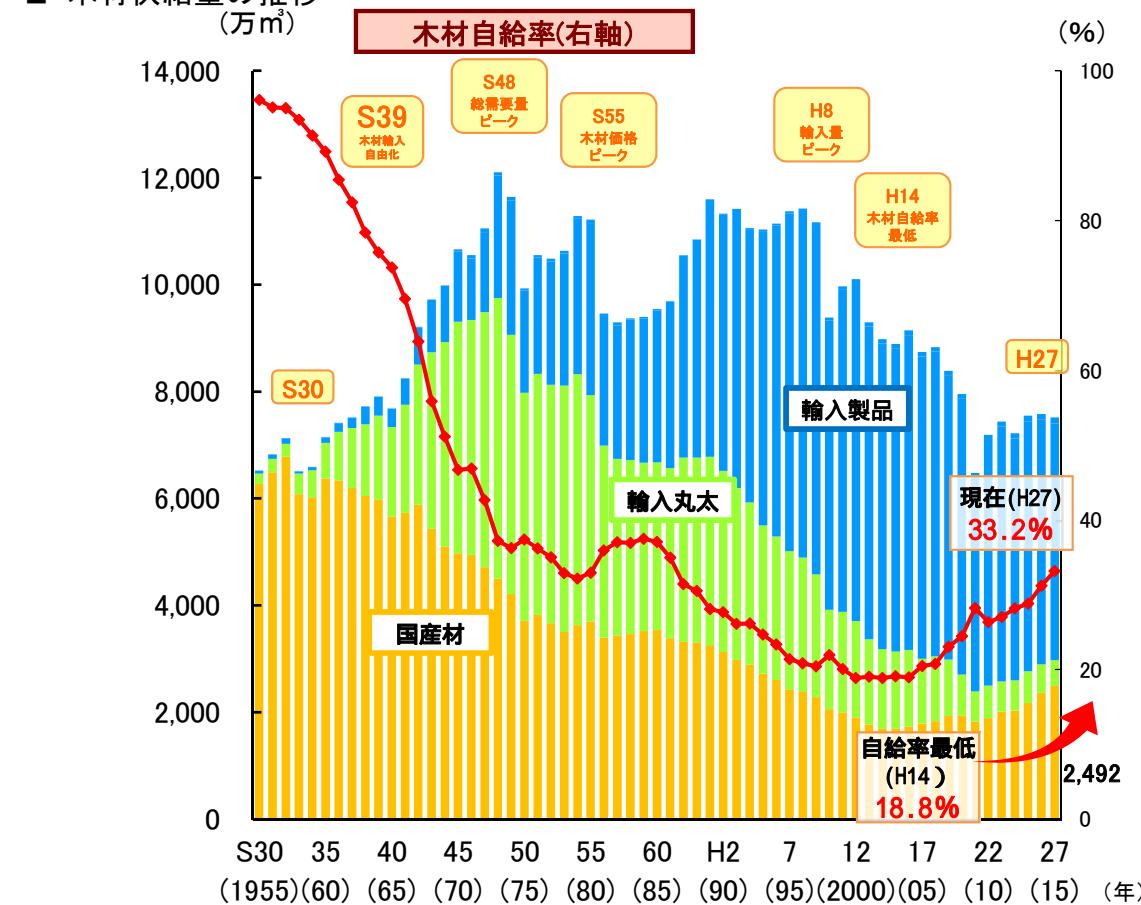
木材需要の拡大に向けた取組

- 本格的な利用期を迎えた我が国の森林について、新たな管理・経営のスキームの検討を進めるに当たっては、国産材の需要の創出・拡大策を併行して推進していくことが必要である。
- 現在、新たな木材需要の創出・拡大に関しては、①CLTや耐火部材などの開発・普及により、建築物、特に公共建築物をはじめ、今後需要の拡大が期待できる非住宅建築物への利用の拡大、②木質バイオマスのエネルギー利用(発電、熱)への利用を拡大するほか、③中国・韓国等向けに増加してきている木材輸出について、丸太中心から、より付加価値の高い木材製品への転換等による拡大を図っているところ。
- 我が国の木材自給率については、国産材の輸入材との競合等により長期的に低下を続けてきたが、近時、資源が本格的な利用期を迎えており、合板等の原材料を国産に置き換えることの進捗等により、平成27年に33.2%まで上昇。

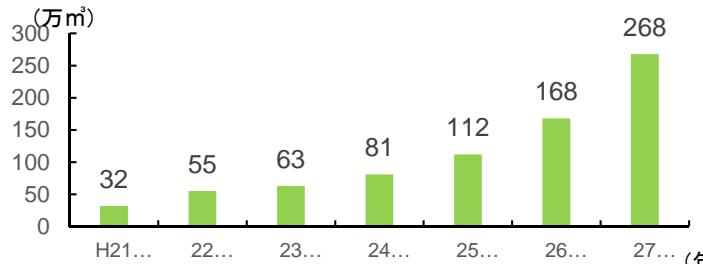
■ 階層別・構造別の着工建築物の床面積(H28年)



■ 木材供給量の推移



■ エネルギー源として利用した間伐材等由来の木質バイオマス利用量



資料:平成26年までは、林野庁木材利用課調べ。
平成27年は、林野庁「平成27年 木質バイオマスエネルギー利用動向調査」及び林野庁「平成27年 特用林産物生産統計調査」。